

# 2010年NPT運用検討会議の成果と今後の核軍縮

あきやま のぶまさ  
一橋大学 国際・公共政策大学院 秋山 信将

## 1. はじめに

2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議（議長：リブラン・カバクトゥラン比大使）が5月3日から28日までニューヨークの国連本部で開催された。NPTの運用検討会議は、条約第8条に従い、条約の履行及び運用状況について検討し、さらに条約の目的の達成を促進するための方策について議論・決定することを目的として、5年に一度開催される。

今回の運用検討会議は、失敗に終わった2005年の会議を受け、その成功が国際社会から強く望まれていた。しかし、NPTおよび運用検討会議を取り巻く国際情勢は、楽観的な要素と予断を許さない、難しい要素が混在していた。

核軍縮の面においては、キッシンジャーらいわゆる4賢人がウォール・ストリート・ジャーナル紙に2007年に発表した評論の中で「核なき世界」の概念を打ち上げ、それに共鳴したオバマ大統領は、2009年4月にプラハにおいて「核なき世界」を目指すことを謳う演説を行った<sup>1</sup>。2010年4月には、核の役割の低減を盛り込んだ『核態勢見直し（Nuclear Posture Review）』を発表<sup>2</sup>し、さらに米ロが新START（戦略兵器削減条約）に合意<sup>3</sup>するなど、核軍縮に向けた機運が高まっていた。また米国は2009年の準備委員会から協調的な姿勢を示すなど<sup>4</sup>、成功への期待感を高める要素があった。

その一方で、「原子カルネサンス」という言葉に象徴されるように、逼迫するエネルギー需給の見通しや地球温暖化問題への関心の高まりから、原子力の新規導入や増設を計画する国が増加し、原子力への需要が高まっている。すでに、北朝鮮やイランの核開発問題を抱え、国連安保理決議による制裁などにもかかわらず、国際社会は実際の拡散

---

<sup>1</sup> Remarks of President Barack Obama, Hradčany Square Prague, Czech Republic, April 5, 2009, <<http://prague.usembassy.gov/obama.html>>.

いうまでもなく、オバマ大統領はこのスピーチにおいて単純な核の廃絶のメッセージを送ったのではなく、核の脅威を削減していくべきとの理想を掲げつつ、そのためには、核拡散の防止やとりわけ核テロの防止の優先度が高いことを述べた。そしてそのための国際協調の必要性を説いた。また、核軍縮についても、核兵器が存在する限りは核抑止と同盟国への拡大抑止の提供を続けると述べている。

<sup>2</sup> Statement by President Barack Obama on the Release of Nuclear Posture Review, April 6, 2010, <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/statement-president-barack-obama-release-nuclear-posture-review>>.

<sup>3</sup> *With New START, U.S., Russia Commit to Disarmament*, April 8, 2010, <<http://www.america.gov/st/nonprolif-english/2010/April/20100408130409esnamfuak0.8880274.html#ixzz0zbi0gyDv>>.

<sup>4</sup> Statement by Rose Gottemoeller, Assistant Secretary of State for Verification, Compliance, and Implementation, Department of State, United States of America, General Debate, Third Session of the Preparatory Committee of the Review Conference of the State Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, May 5, 2009.

事案の解決をすることができないでいる。このような中での原子力への関心の高まりは同時に、核拡散に対する懸念がさらに高まることを示唆する。

核拡散の懸念に対しては、2000年代に入って様々な手法が新たに議論され、あるいは導入されるようになってきた。例えば、エルバラダイ前国際原子力機関（IAEA）事務局長が提唱し<sup>5</sup>、米国やロシアなども構想を提唱する核燃料サイクルの国際管理、大量破壊兵器（WMD）や関連資機材の移転を公海上や上空などで阻止することを目的とした国際的な協力の枠組みである拡散に対する安全保障構想（PSI）<sup>6</sup>、非国家主体がWMD拡散に関与することを国内法で禁止する国内法制の充実を義務付ける国連安保理決議 1540<sup>7</sup>などである。また、NPTの枠の中では必ずしも直接扱われては来なかった核テロ（もしくは核セキュリティ）の課題についても、米国が自国の安全保障上の脅威として極めて重要な位置付けをし、4月にはワシントンで47か国の首脳などを集めて「核セキュリティ・サミット」を主催した<sup>8</sup>ことなどから、この核セキュリティがNPTとどのような関係にあるのか、今後どのような関わりが生まれるのかも興味深い点であった。これらの核不拡散、核セキュリティをめぐる論点は、NPT第4条の平和的利用の「奪い得ない権利」との関係において、原子力供給国側と、受領国の多い非同盟諸国（NAM）グループの間で見解の隔たりが存在し、これらの事項については合意が難航することが予想された。

さらに、2007年に米国がNPT非加盟国であるインドとの間で原子力協力協定の締結で合意した<sup>9</sup>ことは、核不拡散をめぐる国際秩序の規範のあり方に波紋を投げかけた。米印の合意は、NPTの三本柱である「核軍縮」、「核不拡散」、「原子力の平和的利用」の間に存在すると信じられている「グランド・バーゲン」のバランスを崩壊させかねないインパクトを持っていた。実際に国際秩序にどのように影響が出るのかは今後の評価を待つ必要があるが、後述のように今回の運用検討会議においてはその議論の行方に影響を与えたといえよう。

最終文書の内容を見ていくと、これから核軍縮、核不拡散を進める上で手掛かりとなるような、前向きに評価すべき点と、コンセンサスが得られずに積み残された重要課題が見えてくる。また、最終文書に向けたコンセンサス形成の過程を見ると、「グランド・バーゲン」を構成する諸価値の間の新たなバランスのあり方や、「グランド・バーゲン」をめぐる新たな政治力学が見えてくる。それは、核不拡散・核軍縮をいっそう進め「核なき世界」を実現させることが前途多難であることを予感させる。本稿では、最終文書

---

<sup>5</sup> Mohamed Elbaradei, 'Toward a Safer World', *The Economist*, 16 October 2003.

<sup>6</sup> 外務省 HP 参照、〈[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku\\_j/psi/psi.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html)〉

<sup>7</sup> United Nations Security Council, *Resolution 1540 (2004)*, 28 April, 2004, 〈<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N04/328/43/PDF/N0432843.pdf?OpenElement>〉

<sup>8</sup> *Communiqué of the Washington Nuclear Security Summit*, April 13, 2010, 〈<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/communiqu-washington-nuclear-security-summit>〉

<sup>9</sup> *U.S. - India Civil Nuclear Cooperation Initiative - Bilateral Agreement on Peaceful Nuclear Cooperation*, July 27, 2007, 〈<http://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/89552.htm>〉

なお、米印は2005年に原子力協力を目指すことで合意している。また、協定は2009年に発効している。

の核軍縮の分野の分析を中心にこのような問題点について論じる。

## 2. 最終文書のコンセンサスによる採択

今回の運用検討会議の最終文書をコンセンサスで採択したこと自体が極めて重要な意味を持つことは言うまでもない。今回のNPT運用検討会議は、どのように評価すればよいのか。その評価は意外に難しい。

2005年の運用検討会議は、会期の大半以上が議題の設定という手続をめぐる対立によって浪費され、結局何の成果を得ることもなく終了した。今回の場合、手続事項については2009年の2010年NPT運用検討会議第3回準備委員会においてスムーズに合意しており<sup>10</sup>、最終週に多少の混乱は見られたものの、会議の議事はほぼ予定通りに進化した。そして最終日には最終文書がコンセンサスで採択されたということで、今回の運用検討会議は積極的な評価が与えられてよい。

最終文書が採択されたことに関し、その内容については後述するように積極的に評価できる面と評価すべき進展があったとは言えない面がある。しかし、国際政治上の意義を考えると、核の国際秩序を構成する規範を提供する機能をNPTが今後も維持することをコンセンサスで確認したこと、すなわち国際秩序の基盤としてNPTが引き続き役割を担い続けることを国際社会全体で再確認したことを意味する。

化学兵器禁止条約や包括的核実験禁止条約（CTBT）などとは異なり、条約をどのように履行するののかに関する詳細を取り決めた議定書や、条約の運用を取り仕切る事務局や国際機関が存在しないなど、NPTはそれ自身で完結した国際レジームを構成するものではない。実効性を基準にすれば、NPTの第2条にある非核兵器国の不拡散義務を担保するために、第3条によって義務付けられたIAEA保障措置をはじめ、NPT外部の国際的な取り決めやメカニズム（原子力供給国グループ（NSG）を通じた輸出管理、PSI、安保理決議1540、二国間の原子力協力協定など）が核不拡散の実現のためには実質的な機能を果たしている。むしろ、それらの措置や各国の政策が準拠すべき、国際核不拡散・核軍縮レジームの原理的な基盤としての役割のほうがより重要であろう。その意味で、様々な政策の基盤であるNPTの重要性を国際社会が再確認する最終文書のコンセンサスでの採択は、核をめぐる国際秩序の維持のためには意義のあることであった。

ただし、最終文書の構造について留意する必要がある。今回の最終文書は、121のパラグラフで構成される「条約の運用に関するレビュー」（以下「レビュー」とする。）と、64のActionおよび1995年の中東非大量破壊兵器地帯に関する決議の履行を含む「結論と今後の行動に関する提言（Conclusions and recommendations for follow-on actions）」（以下「行動計画」とする。）から構成されている。このうちコンセンサスで採択されたのは、後半の行動計画の部分のみであり、前半のレビューは、議長の個人的

---

<sup>10</sup> *Provisional Agenda of 2010 NPT Review Conference*,  
<<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom09/2010Agenda.pdf>>

な見解に基づいて取りまとめられたとされる<sup>11</sup>。運用会議全体としては議長が取りまとめた見解を留意するにとどまる<sup>12</sup>。最終週のリブラン・カバクトゥラン議長を中心とした文言調整の交渉では、行動計画に盛り込まれる主要な論点の部分に絞って調整が進められた。調整にもかかわらずコンセンサスが得られなかった点はレビューの部分に入れられ、議論の記録を残す形式としている。

つまり、締約国が政治的義務として今後実行していかなければならないのは行動計画部分であり、レビュー部分については会議としてコンセンサスが存在せず、その内容について締約国は何ら約束をしていないということになる。すなわち、最終文書の中に意義付けの異なる二つの文書が存在することになったのである。

これは、コンセンサスによる最終文書の採択を目指しながらも時間切れが近づく中、文書の修正をいったん受け入れると全体にわたって修正の要求が相次ぎ、最終文書に合意することが困難となったため、ある種「苦肉の策」として合意を目指すイシューを限定し、論争的で合意の得にくいイシューについては無理にコンセンサスが可能な文言調整をあきらめ、そうした意見があったことに「留意」するにとどめるという戦術をカバクトゥラン議長が採ったことによる<sup>13</sup>。

こうした会議運営戦術は、ある意味では非常に現実を見据えた手法であるともいえ、コンセンサスでの採択という困難な意思決定のハードルを乗り越えるためには現実的な選択ともいえよう。他方、今後こうした方法が慣例化されると、締約国の間でコンセンサスを目指す意欲が低下し、政治的義務を負うことになるコンセンサスによる決定事項はミニマリスト的な内容に収斂していく懸念がある。実際に、今回の最終文書でも、行動計画の部分にはそれなりに前向きな内容もあるが、当初の野心的なドラフトに比べると最終文書の内容はかなり妥協的なもので、積極的な内容は調整の過程で薄められている<sup>14</sup>。

このような妥協的な内容を反映してか、10年ぶりのコンセンサス文書の採択の意義を強調する評価とは別に、その内容に対し冷めた見方があることも確かである。例えば

---

<sup>11</sup> この旨は最終文書の脚注に記載されている。なお、カバクトゥラン議長自身は、当初からレビューと行動計画の二部構成とする腹案を持っていたが、両方の部分でのコンセンサスでの採択を目指していたという。都内での聞き取り。2010年8月28日。

<sup>12</sup> *NPT/CONF. 2010/50*, 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document Volume I Part I Review of the operation of the Treaty, as provided for in its article VIII (3), taking into account the decisions and the resolution adopted by the 1995 Review and Extension Conference and the Final Document of the 2000 Review Conference Conclusions and recommendations for follow-on actions,

<[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50\(VOL.I\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50(VOL.I))>. 以下、本稿では最終文書の内容に多く言及することになるがその場合にはあえて脚注に記載せず、カッコ内にパラグラフ番号、もしくはAction番号を載せることとする。

<sup>13</sup> ただし、カバクトゥラン議長自身は、レビューは合意ができなかったアイテムの寄せ集めではなく、レビュー部分についてもほとんどの内容にはコンセンサスが存在し、合意できなかったものはその一部にすぎない。したがって、今後の運用検討プロセスで参照すべき記録として残した意味の重要性を強調する。日本軍縮学会のシンポジウムでの発言。2010年8月28日、東京。

<sup>14</sup> 各主要委員会の報告書と最終文書と比較すれば、その差は明確である。各主要委員会の報告書については、NPT/CONF.2010/MC.I/1、NPT/CONF.2010/MC.II/1、NPT/CONF.2010/MC.III/1、それぞれ、<<http://www.un.org/en/conf/npt/2010/maincommittees.shtml>>のリストからダウンロード可能。

米国政府も、オバマ大統領の声明では最終文書の採択を歓迎しつつも中東非大量破壊兵器地帯の実現に向けた障害としてイスラエルだけを名指しすることに反対し、逆にイランの不遵守の問題を強調するなど<sup>15</sup>、その内容は実質的に最終文書に対して厳しいものとなっている。他方、NAM諸国は、核軍縮において期限付きの核廃絶計画が挿入されなかったこと、中東決議の実施案が薄められたことなどに対して不満を表明した<sup>16</sup>。このように、最終文書採択後に会議の評価が割れることは、今後NPTの合意文書への信頼が低下し、その実施に対する各国のコミットメントの低下を招きかねない。

### 3. コンセンサス成立の背景

今回の会議で最終文書がコンセンサスで採択された要因の一つに、今回の運用検討会議は失敗させてはいけないという雰囲気があったことが挙げられよう。そのためには最終文書の内容で大きく妥協しても仕方ないという方針が、各国政府にあったように感じる。これは、特に米国政府の対処方針に顕著に表れていた。米国政府が最も強い関心を持っているイランの核開発疑惑に関しても、イランを名指しで批判するような文言を最終文書に入れることは最初からあきらめていた。また、以前にはイスラエルへの配慮から消極的な姿勢を示した95年の中東非大量破壊兵器地帯決議の実施についても、2012年の会議の開催など前向きな措置を受け入れた。いうまでもなく、上述のように米国がこうした結果に満足したわけではないことは明白で、会議における合意と政府として追求する政策の間のギャップを米国自身が重視しないという姿勢は、NPTの信頼性について懸念を生じさせかねない。

一方でNAMは、この機会に最大限の譲歩を引き出し自らの主張を文書に反映させようと動いた。NAMは、当初から非常に強力なワーキングペーパーを用意し<sup>17</sup>、一般討論でも、核軍縮についての具体的な要求を提示した<sup>18</sup>。また、第3週は、3つの主要委員会すべてでそれぞれの議長が提出した報告書案に対して処理しきれないほどの数の修正案を提出し、多数派であるNAMの意見が反映されるべきであると、西側、東側グループ<sup>19</sup>に対して大幅な譲歩を迫った。しかし、結局NAM側も最終文書採択を優先さ

---

<sup>15</sup> *Statement by the President on the Non-Proliferation Treaty Review Conference*, May 28, 2010, <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/statement-president-non-proliferation-treaty-review-conference>>.

<sup>16</sup> *Statement of H.E. Ambassador Maged Abdelaziz, Permanent Representative of Egypt to the United Nations on behalf of the NAM States Parties to the NPT before 16th Plenary Meeting of the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, New York, 28 May 2010, <[http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/statements/28May\\_NAM.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/statements/28May_NAM.pdf)>.

<sup>17</sup> WORKING PAPER, PRESENTED BY THE GROUP OF NON-ALIGNED STATES PARTIES TO THE 2010 REVIEW CONFERENCE OF THE TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS (NPT), <[http://isis-online.org/uploads/conferences/documents/NAM\\_Working\\_Paper\\_for\\_2010\\_NPT\\_RevCon\\_30\\_April2010.pdf](http://isis-online.org/uploads/conferences/documents/NAM_Working_Paper_for_2010_NPT_RevCon_30_April2010.pdf)>

<sup>18</sup> Non-Aligned Movement: Statement by Minister for Foreign Affairs of the Republic of Indonesia on behalf of the NAM States Parties to the Non-proliferation of nuclear weapons, May 3, 2010, <[http://www.un.org/en/conf/npt/2010/statements/pdf/nam\\_en.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2010/statements/pdf/nam_en.pdf)>

<sup>19</sup> 国連などでは、加盟国がいまだに冷戦時代の西側グループ、東側グループ、非同盟（NAM）グループに分かれている。NPTの場合、準備委員会の議長は、第1回準備委員会は西側グループ、第2回が東側グルー

せる形で核兵器国などとの間で妥協を成立させ、大幅な修正案を取り下げてコンセンサスでの最終文書の採択を目指したのである。

ほとんどの国が最終文書の採択を重視して行動していた中、最後まで態度を不明確にしていたのがイランであった。最終文書の中でイランの名指しでの批判が避けられたことは、イランにとって極めて好ましい外交成果であった。核軍縮や条約の普遍化（すなわち、インド、パキスタン、そしてとりわけイスラエルの加盟問題）では他の一部のNAM諸国と共同歩調で強硬な姿勢を示すことはあったが、イランがコンセンサスをブロックしなければならないほど重大な問題は、最終文書案が議長から示された最終週水曜日の時点では特に見当たらなかったはずである。にもかかわらずイランは、最終文書の採択を行う最終日の全体会合の直前までその態度を明確にしなかった<sup>20</sup>。

当然、コンセンサスでの最終文書の採択を目指すのならば、こうした強硬派への配慮が必要となり、そのために内容が薄められることもあるため、イランがそれを狙った可能性はある。例えば、NPT第10条の脱退問題では、報告書に記載すべき文言調整のために設けられた非公式協議の場において、「2000年の最終文書では議論されていないのでそれに従うべき」とか「脱退後に脱退国が条約の不遵守に責任を負い続けるかどうかなどの問題は、将来起こり得ないことであり、そうした問題は議論すべきではない」などと強硬に主張し、第10条問題に関する記述の削除を求めた<sup>21</sup>。北朝鮮の脱退問題にまだ明確に対処し得ていないことを理由に脱退問題について議論をすべきとする国が多数を占めたが、こうした主張のために脱退問題は、各国がその実施を政治的義務とみなさないレビュー部分にのみ記載されることになった。

#### 4. 核軍縮の分野における会議の成果

核軍縮の分野においては、最後には多くの箇所では表現が弱められたとはいえ、いくつかの新しい考え方や具体的な措置などが盛り込まれている。今回は、NPTの文書としては初めて、核兵器のもたらす人道的な惨害および人道法との関連性（行動計画 I. A. v）や、核兵器禁止条約（NWC）（行動計画 I. B. iii）への言及があった。人道法との関連性の指摘は、今後核兵器の使用に対する制約を高める可能性を示唆する。例えば、核攻撃のターゲットの選定において、都市などを標的とすることが許されるかどうか、より厳密な検証にさらされる可能性がある。また、ターゲットを軍事目標に絞ったとしても、その軍事目標を破壊するために発生する派生的な民間への二次被害の規模が許容されるのか、といった疑問も提起されよう。これらは、とりわけ限定的な規模の核戦力しか持たない国にとっては、どのような標的を想定した抑止戦略を構築するのか、とい

---

プ、第3回はNAMから出すことになっており、運用検討会議の議長はNAM、そして主要委員会 I の議長はNAM、主要委員会 II の議長は東側、主要委員会 III の議長は西側のそれぞれ、準備委員会議長を務めた国が担当する。また、このほかに、補助機関（subsidiary body）が設けられそれらの議長は、運用検討会議議長から指名される。

<sup>20</sup> おそらく、これは実際に文書の内容というよりも、テヘランの政治的な意向が働いているとみられる。

<sup>21</sup> これらの発言は補助機関の非公式会合での動きであり、これらは筆者が出席者（匿名）からの聞き取り等によって得た情報である。したがって、公式な記録に基づくものではないことに留意されたい。

う問いは、自国の核抑止の維持にとって重要な論点となる。それを反映するように、人道法への言及に対しては、まずフランスが反対し、引き続いて英国が反対を唱えた。結局最終調整の結果、フランス、英国は反対を取り下げ、関連する国際法の中の一つとして人道法を位置付けるような表現を用いることで、言及がなされた。

NWCへの言及は、これまでNGOを中心として発展してきた概念であるが<sup>22</sup>、2008年10月、潘基文国連事務総長は、ニューヨークの東西研究所 (East West Institute) が主催した国連本部でのシンポジウムで演説し、「核なき世界」を「世界的な公益」と位置付け、核兵器の「使用」のみならず、「保有」そのものも禁止されるべきとして、核軍縮に関する5項目の具体的提案を行った<sup>23</sup>。その中には、「確固たる検証システムに裏うちされたNWCの交渉開始を考慮すべき」であるとの言及がなされていた。それ以降、各国政府の中にも、この考え方を支持する国が現れ、今回の会議では、ノルウェー、スイス、オーストリアなどの欧州諸国の中にもNWCに賛成する国が現れてきた。ただし、その実現に向けては乗り越えなければならないハードルは高い。まず、現在核を保有する国の一部でも条約に参加しない場合、たとえNWCができたとしてもその意味は限定的である。ユニバーサルな多国間での交渉が無理な場合、対人地雷やクラスター爆弾の禁止条約と同じように有志国で進めるべきとの声もあるが、これらの兵器と核兵器の最大の違いは、核兵器の場合、極めて戦略的意味が高く1か国でも参加しなければ他の核兵器国が参加しない公算が大きいということである。

また、行動計画のAction1では、すべての国が「核なき世界」の実現という目標に整合的な政策を取ることを求めている、「核なき世界」という概念がNPTにも取り入れられた。また、Action3では、2000年NPT運用検討会議で合意された、核兵器廃絶の「明確な約束」を再確認している。

Action2において言及されているのは核軍縮の3つの原則である。すなわち、不可逆性、検証可能性、そして透明性である。このうち、透明性については、Action5(g)でも、核兵器国がその向上と信頼醸成に努めるよう書かれている。しかし、中国は、核戦力の不均衡により自国の脆弱性を核戦力の不透明性で補う核抑止戦略を採用しているために、言及に抵抗した。この透明性は、会議を通じて中国を除く核兵器国が自ら積極的にその向上に努めた。米国のクリントン国務長官は一般演説において米国の核兵器のストックパイルの総量を公表すると述べ<sup>24</sup>、その直後に国防総省のホームページに、5,113発の核弾頭を保有していることが発表された<sup>25</sup>。ロシアも翌週には新START条約が

---

<sup>22</sup> International Association of Lawyers against Nuclear Arms (IALANA), International Network of Engineers and Scientists against Proliferation (INESAP), and International Physicians for the Prevention of Nuclear War (IPPNW), *Securing Our Survival (SOS): The Case for a Nuclear Weapons Convention*, 2007, pp.46-106.

<sup>23</sup> Secretary-General Ban Ki-moon, "The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World," October 24, 2008, <<http://docs.ewi.info/SGRemarks.pdf>>

<sup>24</sup> *Remarks at the Review Conference of the Nuclear Nonproliferation Treaty*, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, The United Nations, New York City, May 3, 2010, <<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/05/141424.htm>>.

<sup>25</sup> *Fact Sheet 'Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,'* May 3, 2010,

両国の議会で批准されれば自国の核兵器数を公表すると述べ、そのほか、イギリスも225発の核弾頭のうち、160発が運用されていることを公表した。フランスはそれ以前に核兵器数の上限が300発であることを明らかにしている。

実際、透明性なくして核軍縮が進んでいるのかどうか評価することは不可能であり、核保有国が核軍縮の進め方について共通の認識を持つようになることを促すという意味では、最終文書において核軍縮の「原則」の一つとして言及されたことは望ましい。あわせて、核兵器解体から発生した余剰核物質のIAEAへの登録と管理することを促す(Action 16)ことは、核保有国の説明責任を果たすうえでも、信頼醸成を図っていくうえでも重要である。ただし、中国は透明性の問題を、「対中包囲網」として見ているふしもある<sup>26</sup>。確かに中国の透明性を高めることは必要であるが、どのように中国に透明性のための措置を実施するよう促していくか、その方法については工夫が必要となる。

次に、核兵器国による具体的な核軍縮の措置、とりわけ核兵器の役割の低減の措置について述べられているAction 5であるが、ここには、あらゆる種類の核兵器のグローバルなストックパイルの削減(Action 5 (a))<sup>27</sup>、核兵器の軍事、安全保障概念、ドクトリン及び政策における役割の低減(Action 5 (c))、核兵器システムの運用態勢の低減(Action 5 (e))、誤った核兵器の使用のリスクの低減(Action 5 (f))、透明性の向上と信頼醸成(Action 5 (g))などが具体的な措置として挙げられ、その実施状況を2014年の準備委員会までに報告するよう要請され、2015年の運用検討会議でその報告を評価、次のステップを検討するという事になっている。当初エジプトをはじめとするNAMが主張したのは、2025年(あるいはそれ以降)までに「核なき世界」を確立するという目標であり<sup>28</sup>、そのためには2014年に特定の期限内での核の廃絶について議論する会議を開催すべきというものであった。議論の過程においては、NAMの主要委員会Iの演説や各国の発言において2025年という期限は絶対的なものではなく、いわば目標として設定されるもので、核兵器国のコミットメントを明確にするという意図が明らかにされたが、核兵器国からはこうした期限を切った核軍縮への約束への抵抗が強く、最終的にこの期限を明記する案は退けられた。

---

<<http://www.defense.gov/news/d20100503stockpile.pdf>>

<sup>26</sup> 中国は、透明性は、「原則」ではなく、核軍縮を進める方策であり、核弾頭数の透明性よりもドクトリンの透明性が重要であると主張する。中国は、先行不使用や無条件の消極的安全保証をドクトリンとして打ち出しており、他の核兵器国もこれに倣うべきとする。

<sup>27</sup> 「あらゆる種類」という表現は、戦術核を含むことを意味する。戦術核については、ドイツを中心に、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スウェーデンなどの欧州諸国から、米ロが戦術核の削減を交渉すべきとの、議論が提起された。またNAMは、NATOと米国の核共有(nuclear sharing)に対して反対を表明した。結局のところ、「戦術核」と明記しないこの表現で落ち着いた。

<sup>28</sup> Statement of the Group of Non-Aligned States Parties, delivered by H. E. Ambassador Hisham Badr, Permanent Representative of Egypt to the United Nations in Geneva, Main Committee I, Review Conference to the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, 7 May 2010.

<[http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/statements/7May\\_Non%20Aligned%20Movement.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/statements/7May_Non%20Aligned%20Movement.pdf)>

次にCTBTであるが、米国はその批准を目指すことを明確にし、インドネシアも米国の批准を待たずに批准手続を行う旨表明した。これらは会議から歓迎をもって迎えられた。Action10では、すべての核兵器国のCTBT早期批准を求め、NPT非締約国を含む未批准国の批准奨励における核兵器国の特別な責任を確認している。またCTBTが発効するまでの間の核実験のモラトリアムを確認している（Action11）。非核兵器国は、核兵器国による新しい兵器の開発や核兵器の近代化に対する懸念を表明し、こうした活動を行わないことを行動計画に入れようとしたが、核兵器国の反対により最終文書には盛り込まれなかった。

ジュネーブの軍縮会議（CD）に関連するイシューについても、議論が展開された。まず、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）をめぐっては、CDにおいて直ちに交渉を開始すべきとされ（Action15）、核兵器国は、軍事目的のために不要とされたすべての核分裂性物質の貯蔵を、IAEAに申告することを約束することが奨励された（Action16）。FMCTの交渉については、唯一の多国間軍縮交渉の場とされているCDでの交渉の早期開始が望まれていたが、CDは10年以上デッドロックの状態にあり交渉の早期開始が困難な状況にある。そこで、当初の報告書案では、2011年までにFMCTの交渉が開始できなければ、CDの外（例えば国連総会からのマンデートを受けた形などが想定される）に交渉を持っていくことなどが提案されていたが、ロシアやフランス、それに多くのNAM諸国の反対によってこれは取り下げられた。また、FMCTが成立するまでの間、核兵器国が核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言する案も、中国の反対によって削除された。そしてそのCDをどのように動かしていくか、ということについては、Action7では、国連事務総長によるCDの作業を支援するためのハイレベル会合の開催を促している<sup>29</sup>。

同じくCDのイシューとしては「消極的安全保証」をめぐる議論がある。最終文書では、Action8において、すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存の約束を重視し、すべての締約国に対する供与を奨励するとある。米国の『核態勢見直し』では、NPTの不拡散義務を遵守する国に対しては核兵器を使用しないとの記述があり<sup>30</sup>、これは、NPTの規範提供力を強化する意味では望ましい点である。英国は同様な措置について検討すると述べている。ロシア、フランスはこの点について触れていないが、ロシアについては、戦術核を中心に、通常戦力における脆弱性を核兵器によって補完するという方針を取っている以上、このような約束をすることは困難であろう。中国は、独自の軍縮政策の方針として宣言的政策を重視し、無条件の消極的安全保証を宣言している。しかし、多くの国は、中国の核戦力の構成や配備状況などが不透明であり、その意図を判断することは困難であるとして、中国の宣言的政策については信頼を置いていない。

また、1995年の中東非核兵器地帯決議の実施に向けて2012年に会議を開催することに合意したことは、おそらく、中東のNAM諸国にとってみれば今回の会議の最大の成果であり、このイシューがNPT全体に与えた影響を見ても、非常に大きな意味を持つ

<sup>29</sup> この会合は実際に2010年9月の国連総会のマージンにおいて開催された。

<sup>30</sup> *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, p. viii.

たといえよう<sup>31</sup>。米国にとってみれば思い切った譲歩でもあったが、コンセンサスの成立を優先するという会議戦略の結果であろう。逆の見方をすれば、米国はイスラエルを何とか会議に引っ張り出す、という厳しい宿題を背負ったことになるが、これは、今回のNPT運用検討会議を何としても成功に導きたいという米国の意欲の表れであったともいえよう。しかし、イスラエルはこのNPTの最終文書が「偽善的」であり、「中東の現実を無視して」おり、「イスラエルはNPT加盟国でないので、この決定には拘束されない」とコメントし、会議への出席に対し消極的な姿勢を示している<sup>32</sup>。他方、米国オバマ大統領の仲介により進められているイスラエルとパレスチナの和平の行方も、2012年の会議の開催および成否に影響を与えることになろう。

このように、核軍縮の面においては、核兵器の脅威を削減し「核なき世界」を目指すという方向性が明確になった今回のNPT運用検討会議であるが、もうひとつ重要な傾向を見逃してはならない。それは、核不拡散の強化と、原子力の平和的利用の「奪い得ない権利」と平等性の間のバーゲンがより厳しさを増した、という点である。

また、これは最終文書の内容ではないが、今回の会議で目についたのは、核兵器国がサイド・イベントなどで核軍縮への取り組みを積極的にアピールする姿勢であり、また非核兵器国の中からも核軍縮のアイデアについて積極的なインプットがあった。例えば、核兵器の警戒態勢を下げることを主張するワーキングペーパーを共同で提案するグループや、戦術核の軍縮を主張する欧州諸国のワーキングペーパーなどは、以前の新アジェンダ連合(NAC)ほど積極的ではないが、新たなシングル・イシュー・グループの出現である。また、オーストリアは、NPTの事務局的功能とCTBT、IAEAとの連絡調整機能を持つユニットをウィーンに設置することを呼び掛け、費用負担を申し出た。スイスは、モントレイ研究所に資金提供し、核兵器の非人道性・違法性について研究調査を実施し、ノルウェーは英国と協力して、非核兵器国の核軍縮検証プロセスへの参画に関する研究を行っている。政府レベルでの核軍縮への取り組みが多様化してきているのも今回の運用検討会議の特徴の一つとあってよいだろう。

## 5. おわりに：核軍縮の多国間化という課題

このように、今回の運用検討会議の最終文書は、今後の進展の手掛かりになるような部分と従来どおりあまり進展がみられなかった部分が混在している。その中で今回の運用検討会議での議論を通じて核軍縮を進めるための新たな課題も見えてきた。その中でもとりわけ、米ロの二国間軍備管理を超え、核兵器国間での軍備管理軍縮交渉をどのように多国間化していくかという問題は、数ある課題の中でこれから新たな構想を必要とする課題となろう。米ロが引き続き核軍縮の進展において大きな役割と責任を負ってい

<sup>31</sup> なお、中東非核兵器地帯を含む地域安全保障の問題は、不拡散を議論する主要委員会 II の補助機関で議論されている。本稿では、核軍縮と一緒に論じているが、これは、通常、非核兵器地帯への取り組みが核軍縮の一環として議論されているからである。

<sup>32</sup> *Statement by Government of Israel on NPT Review Conference Middle East resolution*, 29 May, 2010, <[http://www.mfa.gov.il/MFA/Government/Communiqués/2010/Statement\\_Government\\_Israel\\_NPT\\_Review\\_Conference\\_29-May-2010.htm](http://www.mfa.gov.il/MFA/Government/Communiqués/2010/Statement_Government_Israel_NPT_Review_Conference_29-May-2010.htm)>

ることは言うまでもないが、新STARTを含め、両国が核の削減に踏み込んだ姿勢を示せば、次の段階に進むためにはどのような戦略が必要になるのかを考えなければいけない。すべての核兵器国の核保有数が同数になるまで他の核兵器国は核の削減を進めないということになるのか、あるいは、米ロが一定レベルにまで核を削減したら、それ以降はそれぞれの保有数に応じて一定の割合で核を減らしていくのか、また、NPT非締約国をどのようにその軍縮のプロセスに参加させていくのか、など課題は多い。核兵器の数が削減されていけばいくほど、各国の戦力構成、戦略的優先課題をめぐる非対称性が相互の了解を阻む障壁になる。例えば、米中の核戦力の非対称性や、米ロ間のミサイル防衛、戦術核をめぐる考えの相違などは、核兵器国間の関係を安定的に保ち、相互の意思疎通の不足や誤算などによる不慮の核戦争を含めたリスクを低減させるために、相互の核戦力や核戦略に対する了解が必要となろう。この中では、核兵器国間で優先課題が異なっていくことが見込まれ、軍縮交渉は今後より複雑になっていくことが予想される。

米ロ間の新START条約合意は核軍縮の進展にとって好ましい状況を作り出したが、新START条約の先の核軍縮の道筋に関しては、米ロ間の課題の優先付けの相違によって厳しい状況が待ち受けているように見える。現在、実際に核兵器国間で核軍縮（軍備管理）が実施されているのは米ロの二国間関係のみである。いかにして他の国々、とりわけ中国、インド、パキスタン、イスラエルを核軍縮のプロセスに参画させていくのかが核の完全な廃絶を目指すうえでは極めて重要であることは言うまでもない。また、米ロ間の相違は、戦術核廃棄の扱い（米は賛成、ロは反対）やミサイル防衛の扱い（米が同盟国と進めるミサイル防衛にロシアが懸念）など複数の領域に存在する。また、米中間でも「透明性」の扱いや「核ドクトリン」の考え方の違いがある。例えば、中国は先行不使用や無条件の消極的安全保証といった「宣言的政策」を通じて各国間の信頼醸成を優先するというが、米国などは、信頼醸成は核戦力の透明性を高めることが重要であると、そのアプローチに明確な違いがある。したがって、核兵器国の間では必ずしも具体的にどのように核兵器を削減していくかという道筋について共通の理解が生まれたわけではないことは明らかで、どのように最終文書の内容を実現していくのかについては今後も知恵を出し続けること、そして核兵器国のみならず非核兵器国の努力の積み重ねが必要になってくるであろう。また、核兵器の安全保障上の役割（抑止、報復といった戦略に対する理解）や政治的な意味について、核兵器国間だけでなく、拡大抑止の下にある非核同盟国との間でも共通の理解を深めていくことも必要だろう。核兵器が安全保障戦略上どのような役割を果たすのか、また国際秩序の形成においてどのような意味を持つのかについて、核兵器国間で共通の了解が存在しないまま核軍縮の議論を進めることは、必ずしも生産的な結果をもたらすわけではない。このような核兵器国と非核兵器国、とりわけNAM諸国の間で核の役割や核軍縮の方向性についての共通の認識を見出し、着実な軍縮・不拡散の実施を目指していくという意味では、日本がオーストラリア及びドイツとのイニシアティブで発足させる、NPTの最終文書の行動計画を進めるための新たなグループの役割が期待されよう。

また、核兵器国と非核兵器国との相互理解を高め、安定的かつ着実に核軍縮を進めていくとすれば、核軍縮の領域にとどまらず核不拡散や原子力の平和的利用という3本柱の間の「グランド・バーゲン」に対する信頼性をどのように保つのかというのも重要な課題である。核不拡散、核軍縮の規範と普遍的なルールの強化を目指すはずのNPT運用検討会議ではあるが、コンセンサス・ルールゆえに、各国の利害や優先事項がかい離している状況が顕著になっている現在、大きな前進を獲得していくことは困難になりつつある。今回の会議ではNPT非締約国であるインドに対する協力など、各国（とりわけ有力国）の個別事情によるルールの変更、あるいは二重基準の問題がNPT規範の普遍性に影を投げかけていた。国際的な核不拡散・核軍縮体制の基礎となるNPTの普遍的信頼性が損なわれることになれば、その修復に要する外交的なコストは増大するであろう。不拡散外交を展開するためのプラットフォームとしてのNPTの意義は看過できないものがあることを忘れてはならない。

いずれにしても、これから「核なき世界」を目指すうえで重要な手掛かりになるような文言が最終文書に盛り込まれ、それがコンセンサスで採択されたことは今回の最大の成果といえるであろう。